

セントマーガレット訪問看護ステーション

重要事項説明書

あなたに関する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第66条4項に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

■ 事業所概要

事業者名称	医療法人社団 恵仁会			
事業所名称	セントマーガレット訪問看護ステーション			
所在地	千葉県八千代市上高野 450			
電話番号	047-485-5111			
介護保険指定事業者番号	1 2 6 0 4 9 0 0 9 4			
理事長	朝戸 健夫			
所 長	伊藤 佐和子			
サービスを提供する地域	八千代市・佐倉市・印西市・千葉市・船橋市			
サービス内容	・健康状態のチェックとアドバイス ・排泄、入浴などの日常生活の介助 ・生活相談、介護相談、療養相談 ・床ずれ防止と手当て ・カテーテル等医療処置の管理 ・リハビリテーション ・終末期の看護（在宅での看取り） ・主治医、ケアマネージャー等他職種との連携			
第三者評価	ISO9001認証			
職員体制	資格	常勤	非常勤	計
管理者	保健師又は看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	3名	1名	4名
理学療法士	理学療法士	2名	名	2名
作業療法士	作業療法士	1名	1名	2名
言語療法士	言語療法士	名	名	名

- 介護保険適用の場合：緊急時訪問看護を（ 利用します ・ 利用しません ）
 特別管理加算が（ あります ・ ありません ）
 看護体制強化加算を（ 同意します ・ 同意しません ）

- 医療保険適用の場合：24時間対応体制（緊急時訪問看護）を（ 利用します ・ 利用しません ）
 特別管理加算が（ あります ・ ありません ）

○ 営業時間以外の緊急時訪問看護は、加算料金が発生することがあります。

■ 営業日、営業時間

営業日：月曜日から土曜日（午前中）までとする。

ただし、国民の祝日及び12月30日（午後）から1月3日までを除く

営業時間：午前8時30分～12時までと、午後1時～5時まで

土曜日は午前8時30分～12時30分までとする

- 高齢者虐待防止・身体的拘束などの適正化の推進を行っています。

- 業務継続計画の策定を行っています。

- 非常災害の発生時において、訪問看護を安全に提供できないと判断した場合は訪問を中止する事もあります。

■ 利用料金一覧表

《 介護保険 》

※ 1 割負担の場合

2024年6月 施行

		時間内	早朝 6 時～ 8 時 夜間 1 8 時～ 2 2 時	深夜 2 2 時～ 6 時
介護予防 訪問看護 基本利用料	2 0 分 未満	3 2 5 円	4 0 6 円	4 8 7 円
	3 0 分 未満	4 8 3 円	6 0 4 円	7 2 5 円
	3 0 分以上 6 0 分 未満	8 5 0 円	1, 0 6 3 円	1, 2 7 5 円
	6 0 分以上 9 0 分 未満	1, 1 6 7 円	1, 4 5 9 円	1, 7 5 0 円
訪問看護 基本利用料	2 0 分 未満	3 3 6 円	4 2 1 円	5 0 4 円
	3 0 分 未満	5 0 4 円	6 3 1 円	7 5 7 円
	3 0 分以上 6 0 分 未満	8 8 1 円	1, 1 0 1 円	1, 3 2 2 円
	6 0 分以上 9 0 分 未満	1, 2 0 7 円	1, 5 0 9 円	1, 8 1 1 円
介護予防 訪問リハビリ 基本利用料	2 0 分	3 0 4 円	* 1 年以上の長期利用については減額あり。 * 1 日 3 回以上の場合は50/100の為	
	4 0 分	6 0 8 円		
	6 0 分	4 5 6 円		
訪問リハビリ 基本利用料	2 0 分	3 1 5 円	* 1 日 3 回 (60分) 以上の場合は90/100の為	
	4 0 分	6 3 0 円		
	6 0 分	8 5 1 円		
* 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は減算あり				
加算料金	緊急時訪問看護加算Ⅰ1			6 4 2 円 (月 1 回)
	※ 特別 管理 加算	Ⅰ	・麻薬等注射指導管理 ・腫瘍化学療法注射指導管理 ・在宅強心剤持続投与指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレ・留置カテーテルを使用	5 3 5 円 (月 1 回)
		Ⅱ	・在宅酸素療法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・人工肛門、人工膀胱の設置 ・真皮を越える褥瘡 ・週3日以上点滴注射	2 6 8 円 (月 1 回)
	サービス提供体制加算Ⅰ1 (訪問看護は1回毎、訪問リハビリは20分毎)			7 円
	初回加算	Ⅰ	(退院した日)	3 2 1 円
		Ⅱ	(退院した日の翌日以降)	3 7 5 円
	退院時共同指導加算			6 4 2 円
	長時間訪問看護加算			3 2 1 円
	複数名訪問看護加算 (看護師等と訪問) 30分未満			2 7 2 円
	複数名訪問看護加算 (看護師等と訪問) 30分以上			4 3 1 円
	看護・介護職員連携強化加算			2 6 8 円 (月 1 回)
	ターミナルケア加算			2, 6 7 5 円

○准看護師は所定額の 90/100 の算定

○当ステーションでは、フェースシールド又はゴーグル、サージカルマスクの着用等スタンダード
プリコーションを実行し日々感染対策を行っております。

《 医療保険 》

2025年9月 施行

※ 利用者様の加入保険により下記金額の1割、2割、3割等の利用料金になります。

基本療養費	週3日まで(看護師、理学療法士等)	5,550円
	週3日まで(准看護師)	5,050円
	週4日目以降(看護師、理学療法士等)	6,550円
	週4日目以降(准看護師)	6,050円
管理療養費	月の初日	7,670円
	月の2日目以降	3,000円
24時間対応体制加算		6,800円(月1回)
※ 特別管理加算	I	5,000円(月1回)
	II	2,500円(月1回)
緊急時訪問看護加算 (診療所、在宅支援診療所・病院の指示)	イ・月14日目まで	2,650円
	ロ・月15日目以降	2,000円
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時、18時～22時)		2,100円
深夜訪問看護加算(22時～6時)		4,200円
長時間訪問看護加算 (小児又は特別管理加算・特別指示書を受けている利用者様に対する訪問看護が90分を超える場合)		5,200円(週3回まで)
退院時共同指導加算		8,000円(1ヶ月につき1回まで、但し厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回)
退院支援指導加算(対象者条件あり)		6,000円
難病等複数回訪問加算	4,500円(同日2回目の訪問)	
	8,000円(同日3回目の訪問)	
複数名訪問看護加算(看護師等と訪問)		4,500円(週1回)
複数名訪問看護加算(准看護師と訪問)		3,800円(週1回)
複数名訪問看護加算(看護補助者と訪問)		3,000円(週3回まで)
情報提供療養費 ・市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病の利用者に係る保険福祉サービスに必要な情報提供 ・保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供		1,500円(月1回)
在宅患者連携指導加算		3,000円(月1回)
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000円(1月2回まで)
外泊日の訪問看護(対象者条件あり)		8,500円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円(月1回)
ターミナルケア療養費		25,000円
訪問看護ベースアップ評価料(I)		780円(月1回)
訪問看護医療DX情報活用加算		50円(月1回)

《その他》(自費)

交通費	実施地域内(八千代市・佐倉市・印西市・千葉市・船橋市)	無料
	実施地域越え 2km未満	550円(税込)
	実施地域越え 2km以上	1,100円(税込)
ご逝去の際の処置		16,500円(税込)